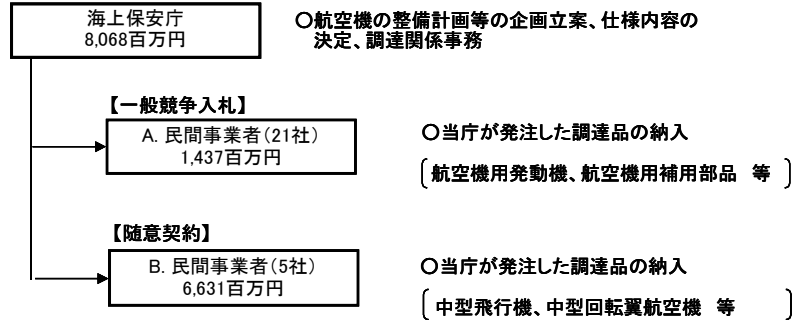


平成24年行政事業レビューシート (国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 今井 純一郎			
会計区分	一般会計		施策名	18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する					
根拠法令(具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第27号		関係する計画、通知等	-					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附随する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条</p> <p>海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・執行額(単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
	予算の状況	当初予算	10,078	9,555	8,257	8,880	9,499		
		補正予算	5,232	2,616	0	-			
		繰越し等	53	0	0	0			
		計	15,362	12,171	8,257	8,880	9,499		
		執行額	15,171	12,001	8,068				
	執行率(%)	98.8%	98.6%	97.7%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	成果指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があがるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適當。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			成果実績		%	94	96	95
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標				単位	H21年度	H22年度	H23年度	
	年度別新規整備機数			活動実績	中型ヘリコプター	機	6	7	2
単位当たりコスト	航空機1機あたりの事業総額は右のとおり			算出根拠	主要目 (ヘリコプター) 中型ヘリコプター	整備期間 3~4ヵ年	1機あたりの事業総額 約44億円		
平成24・25年度予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	航空機購入費	8,880	9,499	中型ヘリコプター3機の新規要求による増					
				日本再生戦略に関する「特別重点要求」(グリーン分野)1,485					
	計	8,880	9,499						

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の整備を行うものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途・費目	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	事業の実施にあたっては、整備の重点化を図るとともに、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	○	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、航空機の計画的な整備により、これら業績指標についても目標達成を維持している。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	○	※類似事業名とその所管部局・府省名	
点検結果	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、今後とも航続性能に優れ夜間監視能力を備えた中型ヘリコプターの整備を推進する。 【前回の指摘を踏まえた執行上の改善点】 事業の実施に当っては、他機関との情報の共有等の連携を行うとともに、導入機種の見直し等を通じて、コスト縮減に努めている。
予算監視・効率化チームの所見			
一部改善		調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、財政上の制約を踏まえながらも、航空機の老朽化の程度等を精査し、確実かつ計画的に整備を進めていくべき。	
		上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)	
縮減		引き続き、整備の重点化をを図るとともに、仕様の見直し等により整備コストの縮減を図った。 (縮減額20百万円)	
		補記 (過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)	
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	22-516	平成23年行政事業レビュー	23-494



○航空機の整備計画等の企画立案、仕様内容の決定、調達関係事務

○当庁が発注した調達品の納入
〔航空機用発動機、航空機用補用品 等〕

○当庁が発注した調達品の納入
〔中型飛行機、中型回転翼航空機 等〕

【随意契約】

航空機の代替整備においては、当庁に求められる新たな業務へ対応するため平成18年度から機種の一化による維持経費の低コスト化、ランニングコストの縮減などを念頭に複数のメーカーからの提案を検討し、機種を選定を行っており、調達においては、仕様内容に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれるため、会計法、予算決算及び会計令により随意契約を行っている。
また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

- (国の行為を秘密にする必要がある事項)
- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
 - 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規程にかかわらず政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
一 国の行為を秘密にする必要があるとき。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条 この政令は、国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務については、この限りでない。

(中略)

三 物品等の調達契約(防衛省に関する経費によるものを除く。)又は特定役務の調達契約であって、当該調達契約に係る国の行為を秘密にする必要があるもの

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているか
について補足
する) (単位:
百万円)

A. 三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	582			
計		582	計		0
B. 三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機3機買入	3,705			
計		3,705	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(21社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	582	1	99.7
2	日本エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	230	1	99.9
3	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品の購入	142	1	100
4	池上通信機株式会社	航空機用部品の購入	95	1	99.7
5	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品の購入	92	1	82.0
6	株式会社JALUX	航空機用部品の購入	21	1	89.0
7	海外アピオテック株式会社	航空機用部品の購入	20	1	99.7
8	三洋商事	航空機用部品の購入	11	2	100
9	トーエイ株式会社	航空機用部品の購入	9	2	100
10	協栄マリンテクノロジー株式会社	航空機用部品の購入	8	1	100

B. 民間事業者(5社)

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機購入	3,705	随意契約	99.9
2	EUROCOPTER SAS	航空機購入	2,814	随意契約	99.9
3	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品の購入	63	随意契約	99.9
4	株式会社カナデン	航空機用部品の購入	29	随意契約	100
5	長野日本無線株式会社	航空機用部品の購入	20	随意契約	100
6					
7					
8					
9					
10					